

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年8月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000042号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000036号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成13年11月19日、喪失年月日を平成14年3月24日に訂正し、平成13年11月から平成14年2月までの標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

平成13年11月19日から平成14年3月24日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年11月19日から平成14年3月24日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年11月19日から平成14年3月24日まで

請求期間はA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

給料支払明細書により厚生年金保険料が4回控除されていることが分かるので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書及びA社から提出された賃金台帳並びに同社の事業主の回答から判断すると、請求者は、平成13年11月19日から平成14年3月23日まで継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、上述の給料支払明細書及び賃金台帳により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、請求期間に係る標準報酬月額については、上述の給料支払明細書及び賃金台帳により確認できる標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成13年11月19日から平成14年3月24日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険

者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答及び陳述しているが、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成13年11月19日から平成14年3月24日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000054号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000038号

第1 結論

請求者のA社における平成29年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年4月から同年8月までの標準報酬月額については、19万円から24万円とする。

平成29年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年4月1日から平成30年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間について、実際の給与額よりも標準報酬月額が低く記録されているので、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、平成28年4月から平成29年8月までは19万円、平成29年9月から平成30年2月までは24万円と記録されていたところ、A社の事業主により請求期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年5月25日に年金事務所に提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届(訂正届)、平成28年及び平成29年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(訂正届)(以下「訂正届」という。)に基づき請求期間に係る標準報酬月額は28万円に訂正されているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)は、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月

額として記録されている。

請求期間のうち、平成 29 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者提出の給与明細書及びA社提出の賃金台帳（以下「給与明細書等」という。）により、平成 28 年 4 月から同年 6 月までの報酬月額に基づき決定される当該期間の標準報酬月額（28 万円）及び事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（24 万円）は、いずれもオンライン記録（19 万円）を超えていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 29 年 4 月から同年 8 月までの期間について、保険料を納付する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 5 月 25 日に上述の訂正届を年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 29 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日までの期間及び平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 3 月 1 日までの期間について、資格取得時及び 4 月から 6 月までの報酬月額に基づき決定される当該期間の標準報酬月額（28 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までは 19 万円、平成 29 年 9 月から平成 30 年 2 月までは 24 万円）を超えることが確認できるものの、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000045号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000037号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和15年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年9月から昭和61年3月まで

② 昭和61年8月から昭和62年3月まで

請求期間①はA社に勤務し、請求期間②はB社に勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。

請求期間①及び②について、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、請求者を記憶している旨回答しており、期間の特定はできないものの請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社における請求者の雇用保険の加入記録は確認できない上、同社は既に解散及び清算終了しており、同社の元事業主は、請求期間①当時の資料を保管しておらず、請求者の勤務、厚生年金保険被保険者資格に係る届出及び当該期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、請求期間①当時にA社の社会保険事務を担当していた当時の事業主の妻は、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった旨陳述している。

さらに、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管していない旨陳述している。

請求期間②について、請求者から提出された資料に記載されている日付及び勤務先並びにB社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの請求者が同社に勤務していたこと

が認められる。

しかしながら、B社における請求者の雇用保険の加入記録は確認できない上、同社の事業主は、請求期間②当時の資料を保管しておらず、請求者の厚生年金保険被保険者資格に係る届出及び当該期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、B社の同僚は、請求期間②当時、入社と同時に厚生年金保険に加入していない従業員がいた旨陳述している。

さらに、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管していない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。